整理番号	

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和６年６月14日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和６年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの令和６年分の予定納税基準額及び予定納税額（第１期分・第２期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の㉓の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和６年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第１期分）の金額は、予定納税特別控除額（３万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

予定納税額		
	第１期分	円
	第２期分	
	合計	

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

予定納税基準額	円

振替納税利用金融機関名	

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第１期分： 令和６年９月30日 第２期分： 令和６年12月２日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第１期分： 令和６年７月１日 ～ 同年９月30日 第２期分： 令和６年11月１日 ～ 同年12月２日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください（第２期分の納付書は後日送付します）。なお、スマホアプリ納付やクレジットカード納付など納付書を使用しない方法で納付している方には納付書を同封していません。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区分		金額
令和５年分の総所得金額（分離課税の所得は除かれています。）	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差引総所得金額（①－②）	③	
令和５年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 ③に対する金額（⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。）	⑥	
課税される所得金額 ④に対する金額	⑦	
課税される所得金額に対する税額 令和５年分の変動所得の超過額	⑧	
令和５年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨	
差引金額（⑧－⑨）	⑩	
調整所得金額 {(⑥－⑩×4/5) 又は(⑥×1/5)}	⑪	
特別所得金額（⑥－⑪）	⑫	
調整所得金額に対する平均税率及び税額 %	⑬	
特別所得金額に対する税額（⑫×⑬の平均税率）	⑭	
⑦に対する税額	⑮	
課税される所得金額に対する税額（⑬＋⑭＋⑮）	⑯	
配当控除　投資税額等の控除（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除　住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額（⑯－⑰）	⑱	（赤字のときは０）
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額（下の㉗の金額）	⑳	
再差引所得税額（⑱－⑲－⑳）	㉑	（赤字のときは０）
復興特別所得税額相当額 ㉑ × 2.1%	㉒	
予定納税基準額（㉑＋㉒）	㉓	

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区分		金額
令和５年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔	円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕	
差引税額（㉔－㉕）	㉖	
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額（㉖×100/102.1）	㉗	

詳しくは、同封の『令和6年分　予定納税について』をご覧ください。